様式第８

中小企業信用保険法第２条第５項第８号の規定による認定申請書

令和　　年　　月　　日

那 珂 市 長　　様

住　所
申請者　　氏　名（会社名）　　印

電話番号

私は、下記のとおり、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が株式会社整理回収機構（東京都千代田区丸の内３丁目４番２号）又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことにより、金融機関との金融取引において借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第８号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

１，＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことを確認できる資料は、別添１のとおり。

２，金融機関からの総借入金残高が減少していることを確認できる資料は、別添２のとおり。

＿＿＿＿＿％（Ａ／Ｂ）

Ａ　　年　　月　　日の金融機関からの総借入金残高　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

Ｂ　　年　　月　　日（Ａの前年同期を記入のこと）の金融機関からの総借入金残高　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３，当社の事業計画書（事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した経営計画書）は、別添３のとおり。

４，当社が、株式会社整理回収機構から、同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を受けていることが確認できる資料は、別添４のとおり。

那 商 第　　号
令和　　年　　月　　日
申請のとおり、相違ないことを認定します。

認定者　那 珂 市 長　先　﨑　光　　印

（注）信用保証協会への申込期間：令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

（留意事項）

①本認定とは別に、金融機関および信用保証協会による金融上の審査があります。

②市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込を行うことが必要です。

様式第８（記入例）

中小企業信用保険法第２条第５項第８号の規定による認定申請書（例）

令和○○年○○月○○日

那 珂 市 長　　殿

住　所　　那珂市福田１８１９番地５
申請者　氏　名（会社名）㈱　○　○　商　事　　印
代表者氏名　　○　○　○　○
電話番号　　０００－０００－００００

私は、下記のとおり、（注１）○○銀行　が株式会社整理回収機構（東京都千代田区丸の内３丁目４番２号）又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことにより、金融機関との金融取引において借入れの減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第８号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1，　（注１）○○銀行　が株式会社整理回収機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことを確認できる資料は、別添１のとおり。（注２）

2，　金融機関からの総借入金残高が減少していることを確認できる資料は、別添２のとおり。（注３）
５０　％（Ａ／Ｂ）

Ａ　○○年○○月○○日の金融機関からの総借入金残高　１０，０００，０００　円
Ｂ　○○年○○月○○日（Ａの前年同期を記入のこと）の金融機関からの総借入金残高　２０，０００，０００　円

3，　当社の事業計画書（事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取り組み、債務の返済計画等を規定した経営計画書）は、別添３のとおり。（注４）

4，　当社が、株式会社整理回収機構から、同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていることが確認できる資料は、別添４のとおり。（注５）

（注１）○○○○には、当該貸付債権の譲渡をした金融機関の名称を記入すること。
（注２）貸付債権が譲渡された事実を確認できる資料として、金融機関○○○○から受け取った債権譲渡通知書等を添付すること。
（注３）申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及び○○○○からの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。
（注４）事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組み、債務の返済計画等を規定した事業計画（様式事由）を作成し、添付すること。
（注５）①株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていることが確認できる資料としては、○○○○による貸付債権の譲渡時の借入に係る約定書及び当該借入に係る返済条件の変更がなされた株式会社整理回収機構との約定書を添付すること。
②株式会社産業再生機構法第２２条第３項に規定する支援決定を受けていることが確認できる資料としては、当該支援決定を行ったことについて産業再生機構が申込者に対して発出した通知を添付すること。

（留意事項）
①本認定とは別に、金融機関および信用保証協会による金融上の審査があります。
②市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込を行うことが必要です。